

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

THE近江・魅力満載プロジェクト

2 地域再生計画の作成主体の名称

滋賀県及び近江八幡市並びに滋賀県蒲生郡日野町及び愛知郡愛荘町

3 地域再生計画の区域

滋賀県の全域

4 地域再生計画の目標

滋賀県は、琵琶湖に代表される風光明媚な自然・美しい景観、比叡山、彦根城など、「近江」の奥深い歴史文化に育まれた数多くの文化財、そして地域に根ざした祭りや伝統芸能、生活文化などを有している。

多くの魅力的な観光資源が点在し、魅力のある特産品も数多くあるが、観光地としての滋賀県のブランドイメージは高いとはいえない。

旅先として滋賀県が選ばれるため、滋賀ならではのツーリズムの展開、受入れ体制の強化、観光振興の仕組みづくりを推進するとともに、滋賀県版DMOを中心として滋賀の魅力的な観光コンテンツの発信に取り組み、首都圏をはじめ広く県外にアピールすることで、地域の活性化につなげていくことが必要である。

「滋賀」の多彩な魅力を内外に強くアピールし、多くの人に滋賀の地に訪れてもらうことを目標とする。

【数値目標】

	平成29年3月末	平成30年3月末	平成31年3月末
延べ宿泊者数	370万人	385万人	400万人
延べ観光入込客数	4,800万人	4,900万人	5,000万人
観光消費額	1,640億円	1,670億円	1,700億円

	平成32年3月末	平成33年3月末
延べ宿泊者数	400万人	400万人
延べ観光入込客数	5,000万人	5,000万人
観光消費額	1,700億円	1,700億円

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

琵琶湖とその水源となる森林、河川など豊かな自然環境、美しい田園風景、日本遺産、戦国武将、地域の食材等、滋賀県ゆかりの素材について、市町や民間等と連携して魅力を磨き上げ、県外に発信し、交流人口の増加につなげる。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

地方創生推進交付金【A3007】

1 事業主体

滋賀県及び近江八幡市並びに滋賀県蒲生郡日野町及び愛知郡愛荘町

2 事業の名称および内容：

■観光地「滋賀」の認知度向上

滋賀県のシンボルである琵琶湖を中心に、「滋賀・びわ湖」をコンセプトとして、琵琶湖の美しい水が育んだ歴史・風土や生活文化など、滋賀県の価値をイメージできる「ブランド」を構築し、内外にアピールする。また、「近江牛」、「信楽焼」など全国的に知名度が高い産品など、滋賀の様々な魅力をさらにしっかりと「滋賀」と結び付けることにより、「滋賀」のブランド化に向けた取組を進める。

マーケティング分析によりターゲットを明確にして、各種メディアやインターネット等、様々なツールを組み合わせることで効果的に情報発信するとともに、特に、首都圏において重点的に情報発信することで、「滋賀」の認知度を高め、本県の観光地への興味を喚起し、来訪につなげる。

■「観光交流」推進の体制づくり

豊富な観光資源等の滋賀県の強みを有効に活用し、「滋賀ならではの」魅力あるツーリズムを展開する。観光地経営の視点に立った観光地域づくりの舵取り役となるDMOの形成・確立や、観光まちづくりの仕組みづくりに取り組むことを通して、観光客に満足して滞在していただき、リピーターになってもらえるよう、受入環境の整備を進める。

■「滋賀ならではの」の特色あるツーリズムの展開

観光資源にテーマ性やストーリー性を加えることで、その魅力は飛躍的に向上する。特に、滋賀県は様々な歴史上の舞台となり、数々の文学作品にも登場する他、古典ゆかりの地も数多く、さらに「滋賀ロケーションオフィス」による誘致等により多くのロケーションが行われるなど、いわば「テーマやストーリーの宝庫」である。これらを活用したテーマ性、ストーリー性のある観光メニューを展開し、「滋賀ならではの」の観光を創出する。

3 事業が先導的であると認められる理由

【官民協働】

- ・官民が連携することにより、より効果的な発信を行い、ブランド力の向上につなげる。
- ・首都圏情報発信拠点に関しては、行政は財政面での支援に徹し、運営を民間事業者任せすることで、創意工夫が生まれ、将来の自立につなげる。

【地域間連携】

共同で事業を実施する近江八幡市、日野町および愛荘町と緊密に連携し、事業を実施することはもとより、滋賀県の魅力を発信するためには、県内全ての市町との連携が必須であることから、緊密な連携を図っていく。

【政策間連携】

観光振興のために行う魅力の向上・発信は、観光振興はもとより、県産品の販路拡大、移住促進などの施策にもつながる。

【自立性】

当初は事業の実施・調整等の多くを行政が担う部分があるが、事業を軌道に乗せた以降は、観光交流人口増化、製品の売り上げ増による地域企業の経営基盤強化などの間接収入、また、産品認定手数料収入や着地型ツアー商品売上等による直接収入でDMO・地域観光団体・まちづくり会社の収益力強化による自立化を図る。

4 重要業績評価指標（KPI）および目標年月

	平成 29 年 3 月末	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末
延べ宿泊者数	370 万人	385 万人	400 万人
延べ観光入込客数	4,800 万人	4,900 万人	5,000 万人
観光消費額	1,640 億円	1,670 億円	1,700 億円

	平成 32 年 3 月末	平成 33 年 3 月末
延べ宿泊者数	400 万人	400 万人
延べ観光入込客数	5,000 万人	5,000 万人
観光消費額	1,700 億円	1,700 億円

5 評価の方法、時期および体制

毎年度、3月末時点のKPIの達成状況を企画部門が取りまとめて、「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり推進協議会」や議会の関与を得ながら検証結果報告をまとめる。また、必要に応じて総合戦略や今後の施策に反映させる。検証結果はHP

で公表する。

6 交付対象事業に要する費用

①法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 3,354,936千円

7 事業実施期間

地域再生計画認定の日から、平成33年3月31日

8 その他必要な事項

該当なし

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

地域観光活性化支援事業

事業概要：本県への観光客の誘致促進のために、県内市町ならびに各地域における広域の観光振興団体が、びわこビジターズビューローと共同、連携して実施する各地域の各種観光客誘致促進事業に対し支援を行う。

- ・地域の観光活性化のために展開する事業
- ・広域観光資源創出事業

実施主体：県及びびわこビジターズビューロー

事業期間：平成28年4月から平成33年3月末まで

6 計画期間 地域再生計画認定の日から平成33年3月31日

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の方法

毎年度、事業に係るKPI等の達成状況を取りまとめて外部有識者等による第三者機関において効果検証する。また、議会に報告等を行う。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期および評価を行う内容

毎年度、3月末時点の事業の進捗やKPIの達成状況を企画部門で取りまとめ、事業実施の翌年度に評価を実施する。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の方法

評価については、毎年度、ホームページ等で公表する。